

あつぎ観光ボランティアガイド協会会則

第1条：目的

本会は、厚木市の自然・歴史・文化及び産業を学習し、これをボランティアガイド活動で観光客及び市民に紹介し、地域の発展に寄与することを目的とする。

第2条：名称

本会は、「あつぎ観光ボランティアガイド協会」と称する。

第3条：事業

本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 厚木市及び周辺地域の観光資源の発掘・資料作成を行う。
- (2) 学習成果を生かし、観光客並びに市民を対象に、観光及び史跡ガイドを行う。
- (3) 関係団体が主催するイベントに協力する。
- (4) 健康増進活動及び学習活動に参加する。
- (5) 活動を通して地域防犯に協力する。
- (6) 会員研修会を開催する。
- (7) 会員相互の交流及び親睦活動を行う。
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第4条：事業年度

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条：事務所

本会の事務所は、厚木市内に置く。

第6条：会員の資格

会員は、第1条の目的に賛同し、第3条に定める事業に自主的に参加できる者とする。

第7条：入会

入会については、所定の手続きにより申し込み、役員会に報告する。

第8条：入会金及び会費

入会金及び会費は次のとおりとし、毎年所定の納期に納入しなければならない。

- (1) 入会金は、1,500円とする。
- (2) 年会費は、1,800円とする。ただし、年度の途中に入会した場合は、月割をもって算出する。

第9条：退会

- (1) 会員が退会するときは、別に定める退会届を提出し、役員会に報告する。
- (2) 既に納入した入会金及び年会費は返却しないものとする。

第10条：資格喪失

会員が次の各号に該当するときは、役員会の議決により資格を喪失させることができる。

- (1) 本会の目的に反する行為を行ったとき。
- (2) その他会員として適当でないと認められるとき。

第 11 条：役員

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 事務局長
- (4) 事務局 若干名
- (5) 広報担当 若干名
- (6) 主幹事 若干名
- (7) 幹事 若干名
- (8) 会計 2名
- (9) 会計監査 2名

第 12 条：役員の任免

役員は、総会において会員の中から選任し、又は解任する。

第 13 条：役員の任期

- (1) 役員の任期は、1年とする。
- (2) 役員は、再任することができる。
- (3) 任期中に役員が退任したときは、役員会で後任者を選任する。
任期は、前任者の残りの任期とする。
- (4) 役員は、任期終了後、後任者が選任されるまでの間は引き続き、その職務を行うものとする。

第 14 条：役員の職務

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会及び役員会を招集してその議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長及び事務局は、協会の運営に必要な事務業務を行う。
- (4) 広報担当者は、役員会の承認を得て広報活動を行う。
- (5) 幹事は、総会及び役員会で審議した事業を推進する。
- (6) 会計は、収入支出の管理を行う。
- (7) 会計監査は、経理を監査し、その結果を総会に報告する。

第 15 条：総会

- (1) 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- (2) 通常総会は、事業年度終了後30日以内に招集する。ただし必要に応じて前年度最終月に開催することができる。
- (3) 臨時総会は、必要と認めるとき会長が招集する。

第 16 条：総会の成立

総会は、委任状を含む会員の過半数の出席で成立し、その議決は出席会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 17 条：総会の議決事項

次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) 役員を選任に関すること。
- (5) その他重要な事項。

第 18 条：役員会

本会に役員会を置く。

- (1) 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局、幹事及び会計・会計監査をもって組織する。
- (2) 会計監査は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- (3) 役員会は、会長が必要であると認めるとき招集する。

第 19 条：役員会の議決事項

次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 事業の執行に関する事項
- (3) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
- (4) その他必要な事項

第 20 条：細則

この会則に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、役員会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則： この会則は、平成 16 年 3 月 27 日から施行する。

改 訂：改訂会則は平成 20 年 4 月 19 日 より施行する。

改訂箇所

第 11 条 (2) を改定、第 11 条 (5) を追加、第 14 条 (4) を追加、
第 14 条 (2) を改定

改訂： 改訂会則は、平成 26 年 4 月 18 日から施行する。

第 8 条 (1)、(2) を改定

